

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化 (国2)(所得税:外) 【新設】延長・拡充
2	要望の内容	寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とすること。
3	担当部局	政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである特定非営利活動法人の活動の活発化が今後も必要であるが、特定非営利活動法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進することで、もって公益の増進を図るという目的の達成のためにも寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とする必要がある。 ----- 《政策目的の根拠》 ・「日本再生戦略」(平成 23 年 7 月 31 日閣議決定) ・「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成 22 年 6 月 4 日) ・「市民公益税制 PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制 PT 平成 22 年 4 月 8 日)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策分野】 経済財政政策 【政策】 4. 経済財政政策の推進 【施策】 ⑩市民活動の促進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・東日本大震災により多くの市民からの寄附が行われているところであるが、現在は寄附金控除を受けるためには給与所得者であっても確定申告を行うことが求められており、平成 23 年度税制改正により導入された寄附金税額控除制度の効果を最大化するためには、寄附金控除に係る手続きについて年末調

		<p>整の対象とし、利便性を図る必要がある。</p> <p>寄附金控除の年末調整対象化により、寄附者にとって負担が軽減され、認定特定非営利活動法人にとっては寄附が集まりやすくなるため双方にメリットが生じることとなる。</p> <p>ただし、寄附金控除の年末調整対象化を実施する時には、源泉徴収義務者の負担には十分配慮する必要がある。</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを 2020 年までに GDP 比 5～10 倍増(個人寄附:09 年約 1,000 億円(GDP 比 0.02%)→6.5 千億円～1 兆 3,000 億円(GDP 比 0.1%～0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>・「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人については、その財政基盤の脆弱さが、その活動を維持する上での問題とされている。目標である、法人活動が寄附によって支えられる環境の整備により、国民一人一人の寄附を通じて法人の活動を支え、「新しい公共」へ参加を促すことにより、法人の財政上の問題が緩和され、法人活動が促進されることが見込まれる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>寄附金控除の手続きが年末調整で行われるようになることにより、給与所得者からの寄附が増加するため認定を受けようとする法人が増加し、財政基盤の整備及び認定特定非営利活動法人の増加につながる。</p>
		<p>② 減収額</p> <p>0(百万円)</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)</p> <p>・認定特定非営利活動法人数 267 法人(平成 24 年 8 月 1 日現在)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)</p> <p>・【法人】</p> <p>認定特定非営利活動法人 267 法人(平成 24 年 8 月 1 日現在)</p> <p>・【個人】</p> <p>平成 22 年度に寄附金控除の申告を行った者 約 23 万人</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)</p> <p>・現行、寄附金控除を受けるためには、給与所得者であっても確定申告を求められる。税額控除導入による寄附のすそ野の拡がりの最大化に向けた取り組みに際し、利便性の観点から、寄附の拡がりの阻害要因の一つとなる可能性が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇)</p> <p>-</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約10年を経ており、この間、認定基準の緩和や寄附金税額控除制度の導入等、累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加してきているが、まだ十分ではないとの指摘がなされている。寄附金控除の年末調整化によりサラリーマン等の給与所得者からの寄附が増加することが考えられることから、特定非営利活動法人の財政基盤の整備及び更なる市民活動の促進につながる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		・平成 25 年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成 24 年 7 月) 「現在、寄附金控除を受けるためには、給与所得者(サラリーマン)であっても確定申告することが求められます。一般の給与所得者が確定申告を行うことは敷居が高くなっています。税額控除導入による、寄附のすそ野の拡がりを最大化するためには、同時に利便性の向上も不可欠です。」
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 7 月